

令和 6 年度

志木市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

志木市監査委員



志 監 査 第 1 6 号

令和 7 年 8 月 1 8 日

志木市長 香川 武文 様

志木市監査委員 成田 茂

志木市監査委員 河野 芳徳

令和 6 年度志木市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度志木市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる資料について、志木市監査基準（令和 4 年志木市監査委員告示第 2 号）に準拠して審査したので、次のとおり意見書を提出する。

令和6年度志木市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の期間

予備調査 令和7年7月18日から8月7日まで

本審査 令和7年8月8日

2 審査の対象（財政指標）

それぞれの比率の対象となる会計は、次のとおりである。

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計				
		志木駅東口地下駐車場事業特別会計				
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	公 営 企 業 会 計	水道事業会計	資金不足比率			
		下水道事業会計				
一部事務組合・広域連合	一 部 事 務 組 合	埼玉県市町村総合事務組合				
		志木地区衛生組合				
		朝霞地区一部事務組合				
	広 域 連 合	彩の国さいたま人づくり広域連合				
		埼玉県後期高齢者医療広域連合				

※資金不足比率は会計ごとに算定する。

3 審査の方法

審査に付された財政指標が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、併せて算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかを審査した。

また、この審査は提出された算定様式を基に、決算書及び付属資料との照合、関係職員からの聴取により実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された財政指標は、法令等に準拠して作成され、正確に表示されていた。また、算定の基礎となった書類等が、適正に作成されていることが認められた。令和6年度決算に基づく健全化判断比率等は、いずれも国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準の数値を大きく下回り、是正改善を要する事項及び指摘すべき事項はなく、健全な財政状況にあると言える。

しかしながら、中長期的には、人口減少の影響等により、歳入の根幹である市税収入の大幅な増加は見込めない一方で、歳出面では、社会保障関係経費をはじめとする経常経費の増加とともに、新複合施設建設事業や、公共インフラの更新費用など、多額の財政負担が避けられない状況である。このため、健全化判断比率及び資金不足比率はもとより、多角的な視点で財政分析を行うなど、より健全で持続可能な財政基盤を構築されたい。

(2) 個別意見

実質公債費比率(3年平均値)は 2.4%で、前年度と横ばいとなったが、公営企業のみならず一部事務組合など元利償還金に充てる負担金にも留意しつつ、抑制していく必要がある。また、将来負担比率については、交付税算入率の高い起債の活用などにより、充当可能財源が将来負担額を上回っていることから、生じていないが、引き続き、地方債残高の抑制を図られたい。

5 総 括

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく黒字のため「－」の記載となっている。

実質公債費比率は2.4%で、良好な値を示している。

将来負担比率は、生じていないため「－」の記載となっている。

(単位:%)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	12.70	20.00
連結実質赤字比率	－	17.70	30.00
実質公債費比率	2.4	25.0	35.0
将来負担比率	－	350.0	

(2) 資金不足比率

各会計とも資金不足比率は、資金不足が生じていないため「－」の記載となっている。

(単位:%)

特別会計の名称	令和6年度	経営健全化基準
志木市水道事業会計	－	20.00
志木市下水道事業会計	－	20.00

6 財政指標

(1) 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表すものである。

$$\text{算式 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※「標準財政規模」には、臨時財政対策債発行可能額を含む。

(令和6年度志木市の標準財政規模 16,123,898 千円)

○ 実質収支(実質赤字)額の状況

【一般会計】

歳入総額	30,210,550 千円	①
歳出総額	28,273,720 千円	②
歳入歳出差引額	1,936,830 千円	③(①－②)
翌年度に繰り越すべき財源	30,675 千円	④
実質収支額	1,906,155 千円	③－④

※実質収支額が黒字である場合は、実質赤字額は生じない。

○ 実質赤字比率

(単位:千円)

会 計 名	実 質 収 支 額
一般会計	1,906,155
標準財政規模	16,123,898
実質赤字比率(%)	—
早期健全化基準(%)	12.70
財政再生基準(%)	20.00

一般会計等における実質収支額は 1,906,155 千円となっており、実質収支額が黒字であることから、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計や公営企業会計を含む全ての会計を対象とした、実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率を表すものである。

$$\text{算式 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(資金不足額)}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計・特別会計の実質収支額の状況

(単位:千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出 差 引 額 ③=①-②	翌年度に繰り越 すべき財源④	実質収支額 ③-④
一 般 会 計	30,210,550	28,273,720	1,936,830	30,675	1,906,155
特 別 会 計	14,246,297	13,711,952	534,345	0	534,345
国民健康保険	6,876,356	6,600,244	276,112	0	276,112
志木駅東口 地下駐車場	67,253	54,722	12,531	0	12,531
介護保険	6,003,629	5,762,200	241,429	0	241,429
後期高齢者 医療保険	1,299,059	1,294,786	4,273	0	4,273
合 計	44,456,847	41,985,672	2,471,175	30,675	2,440,500

※実質収支額が黒字である場合は、実質赤字額は生じない。

○ 公営企業の資金不足額の状況

(単位:千円)

会 計 名	流動負債等 ①	算入地方債 の現在高 ②	流動資産等 ③	解消可能 資金不足額 ④	※資金不足額・ 剰余額 ①+②-③-④
水 道 事 業	165,262	0	2,066,748	0	△ 1,901,486
下水道事業	168,321	0	1,594,236	0	△ 1,425,915

※ 資金不足額が生じている場合は、正の値で表示される。

剰余額が生じている場合は、負(△)の値で表示される。

○ 連結実質赤字比率

実質収支額及び資金不足額が黒字の場合は正の値で表示した。

(単位:千円)

会 計 名	実質収支額及び資金不足額・剰余額
一般会計	1,906,155
国民健康保険	276,112
志木駅東口地下駐車場事業	12,531
介護保険	241,429
後期高齢者医療	4,273
水道事業	1,901,486
下水道事業	1,425,915
合 計	5,767,901
標準財政規模	16,123,898
連結実質赤字比率(%)	—
早期健全化基準(%)	17.70
財政再生基準(%)	30.00

当年度の合計は黒字で、正の値で表示されており連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すものである。

(単位:%)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3年平均)	早期健全化基準	財政再生基準
令和4年度	3.12732	2.4	25.0	35.0
令和5年度	2.29465			
令和6年度	2.06251			

当年度の実質公債費比率は2.4%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき、実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すものである。
地方債の現在高や退職手当負担見込額等も対象とした、実質的な負債の割合を表す指標である。

(単位:千円、%)

将来負担額 ①	充当可能財源 ②	標準財政規模 ③	交付税 算入公債費 ④	将来負担比率 (①-②/③-④)	早期健全化基準
26,439,426	26,937,621	16,123,898	1,386,430	—	350.0

将来負担額 ① の内訳

(単位:千円)

区 分	金 額
地方債の現在高	22,377,707
債務負担行為に基づく支出予定額	0
公営企業債等繰入見込額	1,783,733
組合等負担等見込額	852,236
退職手当負担見込額	1,425,750
設立法人の負債額等負担見込額(第三セクター等)	0
連結実質赤字額・組合等連結実質赤字額負担見込額	0
合 計 (将 来 負 担 額)	26,439,426

当年度の将来負担比率は、地方債現在高が減少したことや、充当可能基金及び充当可能特定歳入が増加したことにより、充当可能財源額が将来負担額を上回ったことから生じていない。

(5) 資金不足比率

公営企業会計ごとに算定した、資金不足額の事業規模に対する比率を表すものである。

事業の性質上、事業開始後一定期間に、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合には、資金の不足額から一定の額(解消可能資金不足額)を控除する。

$$\text{算式 資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業	—	20.00%
下 水 道 事 業	—	20.00%

すべての公営企業会計において、国が示す経営健全化基準である 20%を下回り、資金不足比率は生じていない。